

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第一項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 (JIS C 9335-1 (以下、第1部) の規定による。) 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第二項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するため、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.103 22.104 22.106 箇条25 25.1	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.103 丁番付きの蓋は、偶発的に落下しないように保護しなければならない。 22.104 着脱可能なこんろ部及びそれらの支持物は、こんろ部が垂直軸で回転することを防止し、こんろ部を支持物の全ての調節位置において適切に支持する構造でなければならない。 丁番付きのこんろ部は、偶発的に落下しないように保護しなければならない。 22.106 電磁誘導式加熱源をもつ機器は、これらの熱源の入力を、表示又は記載する入力の120%に制限する構造をもたなければならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.1 固定配線に恒久的に接続することを意図した機器以	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				25.3	<p>外の機器は、次のいずれかの電源への接続手段をもっていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> – 差込プラグ付きの電源コード – コンセントに直接差し込むピン <p>25.3 ローラ若しくはキャスター又はこれらと類似の手段を備えておらず、固定配線に恒久的に接続することを意図し、質量が40 kgを超える機器は、製造業者の据付説明書に従って設置した後に、電源コードが接続可能な構造でなければならない。</p>	
第三条 第一項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.101 箇条22 22.101	<p>第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条19 異常下における動作</p> <p>19.101 電磁誘導式加熱源をもつ機器は、不適切な操作、又は制御装置若しくは回路部品の故障が発生した場合でも、火災、傷害又は感電の危険を、可能な限り未然に防ぐ構造でなければならない。</p> <p>箇条22 構造</p> <p>22.101 多相機器の場合、温度過昇防止装置は、電源から全極遮断するものでなければならない。</p> <p>単相機器の場合、温度過昇防止装置は、1極以上を遮断するものでなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第二項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.12	<p>第1部の第三条2項に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明</p> <p>7.1 電磁誘導式加熱源をもつ機器は、次を表示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 電磁誘導式加熱源の動作周波数又は動作周波数範囲 — 同時運転が可能な全ての電磁誘導式加熱ユニットの全入力 — 同時運転が可能な全ての電磁誘導式以外の加熱ユニットの全入力 <p>7.12 充電部の外郭となる結晶化ガラス又はこれと類似の材質のこんろ面をもつ機器の取扱説明書には、次の趣旨の警告を記載しなければならない。</p> <p>警告：表面に亀裂が入った場合、機器又は機器の該当する部分を、直ちに電源から遮断すること。</p> <p>結晶化ガラス又はこれと類似の材質のこんろ面をもつ機器の取扱説明書には、アルミニウムはく（箔）及びプラスチック容器を、高温表面の上に置いてはならない旨、並びにこれらの表面を、物を置く場所として用いてはならない旨を記載しなければならない。</p> <p>ハロゲンランプを組み込んだこんろ部をもつ機器の取扱説明書には、ランプ点灯中、ランプを直視することを避け</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				7.12.1 7.12.4 箇条25 25.3	<p>る旨の警告を記載しなければならない。</p> <p>7.12.1 電磁誘導式加熱源をもつ機器の取扱説明書には、いかなる修理であっても、製造業者によって訓練された者又は製造業者によって推薦された者に限定して修理を実施する旨を記載しなければならない。</p> <p>清掃のために移動することを意図する据置形機器は、その旨を記載しなければならない。</p> <p>7.12.4 複数の機器用の独立した制御パネルをもつ埋込形機器の取扱説明書には、可能性がある危険を避けるために制御パネルには指定する機器だけを接続する旨を記載しなければならない。</p> <p>箇条25 電源接続及び外部可とうコード</p> <p>25.3 X形取付けを使用する機器の取扱説明書には、使用する電源コードの寸法及び種類を記載しなければならない。</p>	
第四条	供用期間中ににおける安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条18 18.101	<p>第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条18 耐久性</p> <p>18.101 電磁誘導式加熱源をもつ機器は、通常使用時にこの規格への適合性を損なうような不具合が発生しない構造でなければならない。絶縁は損傷を受けてはならず、接続は緩んではならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				18.102 箇条23 23.3 箇条28 28.4	18.102 結晶化ガラス又はこれと類似の材質の表面をもつ 機器は、通常使用時に発生する可能性がある熱的ストレ スに耐えなければならない。 箇条23 内部配線 23.3 自動温度調節器のキャピラリチューブが、通常使用 時に屈曲を受ける可能性がある場合には、屈曲試験後、キ ャピラリチューブは、この規格で許容しない損傷の兆候 及びその後の使用を妨げる損傷があつてはならない。 箇条28 ねじ及び接続 28.4 機械的接続及び電気的接続を行うねじは、操作上の 応力及び接触部の腐食によるねじ組立部の緩みによっ て、接触圧力が明らかなほど変化しないような構造でな ければならない。	
第五条	使用者及び使 用場所を考慮 した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用さ れる場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又 は物件に損傷を与えるおそれがないように 設計され、及び必要に応じて適切な表示を されているものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.1 箇条7	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条6 分類 6.1 機器は、感電に対する保護に関し、クラス0I又はクラ スIのいずれかでなければならない。 6.2 通常、卓上で用いる機器の水の有害な浸入に対する 保護等級は、IPX3以上でなければならない。それ以外の 機器は、IPX4以上でなければならない。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				7.12	7.12 電磁誘導式加熱源をもつ機器の取扱説明書には、詳細仕様が提示されている場合を除き、心臓ペースメーカーを装着している使用者は、医師に相談した方がよいことを記載しなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条25 25.7 箇条28 28.1	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.7 電源コードは、次のいずれかのタイプでなければならない。 — オーディナリーコロプロレン又はその他の合成エラストマーシース付きコードと同等以上の特性をもつ耐油性の可とう被覆ケーブル — 絶縁体又は外装に、クロロブレンゴム混合物又はクロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を用いたキャブタイヤケーブル 箇条28 ねじ及び接続 28.1 炭素鋼製及び合金鋼製のねじ並びに耐食ステンレス鋼製のねじは、該当する規格に適合しなければならない。	
第七条 第一号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 — 危険な充電部への人の接触を防ぐとと	■該当 □非該当	箇条8 8.1	第1部の第七条1号に該当する規定によるほか、次による。 箇条8 充電部への接近に対する保護 8.1 こんろ部が着脱可能な機器は、こんろ部を着脱するときに、充電部への偶発的な接触に対して適切な保護があ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		もに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		8.101 箇条19 19.101 箇条22 22.107	る構造でなければならない。 8.101 通常使用時に、フォークなどの先端のとがった物体が偶発的に接触するおそれがある電熱素子は、電熱素子の充電部に、それらの物体が接触不可能なように保護しなければならない。 箇条19 異常下における動作 19.101 電磁誘導式加熱源をもつ機器は、不適切な操作、又は制御装置若しくは回路部品の故障が発生した場合でも、感電の危険を、可能な限り未然に防ぐ構造でなければならない。 箇条22 構造 22.107 可搬形機器は、小さな物体が侵入して充電部に接触するような底面の開口部があつてはならない。	
第七条 第2号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条13 13.2 箇条16 16.2	第1部の第七条第2号に該当する規定によるほか、次による。 箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 13.2 規定する時間機器を運転した後、漏えい電流は、規定の値以下でなければならない。 箇条16 漏えい電流及び耐電圧 16.2 規定の試験電圧を加えた後、漏えい電流は、規定の値を超えてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条27 27.2	箇条27 接地の手段 27.2 据置形機器で、外部等電位ボンディング導体を接続するための端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固定した露出金属部分と有効な電気的接触をしていなければならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受け るおそれがある内外からの作用を考慮し、 かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保 たれるものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条15 15.101 箇条18 18.101 箇条29 29.2	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条15 耐湿性等 15.101 給水又は清掃のために水栓を備えている機器は、 水栓からの水が充電部に接触しない構造でなければなら ない。 箇条18 耐久性 18.101 電磁誘導式加熱源をもつ機器は、通常使用時にこ の規格への適合性を損なうような不具合が発生しない構 造でなければならない。絶縁は損傷を受けてはならず、接 続は緩んではならない。 箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 29.2 機器が通常使用中に絶縁物によって囲われていない ため、又は絶縁物を設置していないため、汚染にさらされ る可能性がある場合には、ミクロ環境は汚損度3であつ て、その絶縁物の比較トラッキング指数 (CTI) は規定の 値以上でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.101	第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条19 異常下における動作 19.101 電磁誘導式加熱源をもつ機器は、不適切な操作、又は制御装置若しくは回路部品の故障が発生した場合でも、火災の危険を、可能な限り未然に防ぐ構造でなければならない。	
				箇条30 30.101	箇条30 耐熱性及び耐火性 30.101 油脂吸収用の非金属製のフィルタは、難燃材料でなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度となること、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.8	第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条11 温度上昇 11.8 通常動作状態の下での外部可触表面の最大温度上昇値は、規定の値を超えてはならない。	
第十二条 第一項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条20 20.101	第1部の第十二条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.101 床に固定しない機器は、ドアを開き、負荷を加えたとき、十分な安定性をもっていなければならない。	
				箇条21 21.101	箇条21 機械的強度 21.101 オーブンの棚は、オーブンの内側にある場合でも、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					その奥行寸法の50 %を外側に引き出した場合でも、棚受けから落下しない構造でなければならない。棚は、50 %を外側に引き出したとき、傾いてはならない。	
第十一條 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部か らの機械的作用によって生じる危険源によ って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷 を与えるおそれがないように、必要な強度 を持つ設計その他の措置が講じられるもの とする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条21 21.102	第1部の第十一條第2項に該当する規定によるほか、次に よる。 箇条21 機械的強度 21.102 結晶化ガラス又はこれと類似の材質のこんろ面 は、通常使用時に発生するストレスに耐えなければなら ない。	
第十二條	化学的危険源 による危害又 は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化 学物質が流出し、又は溶出することにより、人 体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与 えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.13 箇条22 22.22 22.23 22.41 箇条32 32.1	箇条19 異常下における動作 19.13 試験中に、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れ てはならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部 の規定による。） 22.23 機器には、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油 を用いてはならない。（第1部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込 んではならない。（第1部の規定による。） 箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性 32.1 機器は、通常使用中の動作による毒性その他これに	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					類する危険があつてはならない。(第1部の規定による。)	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条32 32.1 32.2	箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性 32.1 機器は、有害な放射を発生してはならない。(第1部の規定による。) 32.2 機器は、通常使用での動作によって、光放射による危険を引き起こしてはならない。(第1部の規定による。)	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.1 箇条22 22.40 22.49 22.50	箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。(第1部の規定による。) 箇条22 構造 22.40 遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。(第1部の規定による。) 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。(第1部の規定による。) 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先される構造でなければならない。(第1部の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.51 22.62	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第1部の規定による。） 22.62 公衆のネットワークを介した遠隔通信は、この規格への適合を損なってはならない。（第1部の規定による。）	
第十五条 第一項	始動、再始動 及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.13	箇条19 異常下における動作 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第十五条 第二項	始動、再始動 及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条22 22.101	第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.101 偶発的に始動することが危険を引き起こす可能性があるモータの温度過昇防止装置は、非自己復帰形のトリップフリーのものでなければならない。	
第十五条 第三項	始動、再始動 及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条9 9.101	第1部の第十五条第3項に該当する規定によるほか、次による。 箇条9 モータ駆動機器の始動 9.101 冷却ファンのモータは、使用時に発生する可能性がある全ての電圧状態の下で始動しなければならない。	
第十六条	保護協調及び	電気用品は、当該電気用品を接続する配電	■該当		第1部の第十六条に該当する規定によるほか、次による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	組合せ	系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.2	箇条10 入力及び電流 10.2 定格電圧及び通常動作温度における電流は、定格電流に対して、規定の許容値を超える差があつてはならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.1 19.11.4 19.13	箇条19 異常下における動作 19.1 電子回路は、故障状態になつても、機器が感電、火災、傷害又は危険な誤動作を起さないように設計し、使用しなければならない。（第1部の規定による。） 19.11.4 保護電子回路を組み込んでいる機器は、イミュニティ試験に適合しなければならない。（第1部の規定による。） 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		法律第百四号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。		7.1 7.15 7.102 箇条22 22.102	<p>7.1 電磁誘導コイルの電磁放射を直接浴びないようにする取外し可能な保護カバーがある場合、そのカバーの見やすい箇所に、規定の表示をしなければならない。</p> <p>7.15 固定形機器の場合、製造業者又は責任のある販売業者の名称、商標又はその識別表示、及び製造モデル又は形式を、機器上に表示しなければならない。</p> <p>外部可触表面に規定する表示は、スイッチの操作、制御装置の調整又は蓋若しくはドアの開放を含む通常使用状態で機器を動作させているときに見えなければならない。</p> <p>7.102 結晶化ガラス又はこれと類似の材質のこんろ面のクッキングゾーンは、明白な場合を除き、適切な表示によって明瞭に識別可能でなければならない。</p> <p>箇条22 構造</p> <p>22.102 危険、警告又はこれらと類似の状況を示すための表示灯、スイッチ又は押しボタンの色は、赤でなければならない。</p>	
第二十条 第一号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のも	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>のに限り、毛髪乾燥機を除く。) の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間 (消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				考える。
第二十条 第 2 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	<p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気冷房機は、 当該規格の適用 範囲に含まれな いため、非該當 が妥当と考え る。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
項目	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨。		—	—	
第二十条 第3号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装 置を有するものを除く。）及び電気脱水機 (電気洗濯機と一体となっているものに限 り、産業用のものを除く。) 機器本体の見 やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易 に消えない方法で、次に掲げる事項を表示 すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	□該当 ■非該当	—	電気洗濯機及び 電気脱水機は、 当該規格の適用 範囲に含まれな いため、非該當 が妥当と考え る。	
第二十条 第4号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のも のに限り、産業用のものを除く。) 機器本 体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、か つ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項 を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用	□該当 ■非該当	—	テレビジョン受 信機は、当該規 格の適用範囲に 含まれないた め、非該當が妥 当と考える。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				